

## 議案第1号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年1月21日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

- 1 事故の概要 

令和7年2月18日午前5時59分頃、飛騨市宮川町巢納谷地内の国道360号において、市所有のロータリー除雪車が右折しようとした際、後続の大型トラックが追い越しをしようとして反対車線へ出たため、ロータリー除雪車の右側前方装置部に接触し弾き出された大型トラックが交差点部の道路照明灯に衝突した。
  
- 2 損害賠償をする相手方の住所及び氏名
  - ① 愛知県一宮市 [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
  - ② 岐阜県飛騨市古川町上野617番地1  
岐阜県古川土木事務所長 池上 進一
  
- 3 損害賠償の額 

	金5,786,118円
うち、車輛修理費及び車輛運搬費分	金4,661,368円
損害額	9,322,736円
相手方①の過失割合	50% 4,661,368円
飛騨市の過失割合	50% 4,661,368円

うち、道路照明灯分		金 1, 1 2 4, 7 5 0 円
損害額		2, 2 4 9, 5 0 0 円
相手方①の過失割合	5 0 %	1, 1 2 4, 7 5 0 円
相手方②の過失割合	0 %	0 円
飛騨市の過失割合	5 0 %	1, 1 2 4, 7 5 0 円